

川内原子力発電所再稼働差止仮処分に係る当社の主張の概要について

当社は、川内原子力発電所の基準地震動が過小評価であるとの債権者らの主張に対し、詳細な地質調査・豊富な地震観測データを踏まえて、十分に安全側の評価を行っているとの主張を行った。

1 申立書における債権者らの主な主張

- (1) 川内原子力発電所以外の原子力発電所において、基準地震動を超える地震動が観測された事実から基準地震動の評価が妥当でないとするもの
- (2) 基準地震動の評価にあたって既往地震の平均像を用いることが不当であること

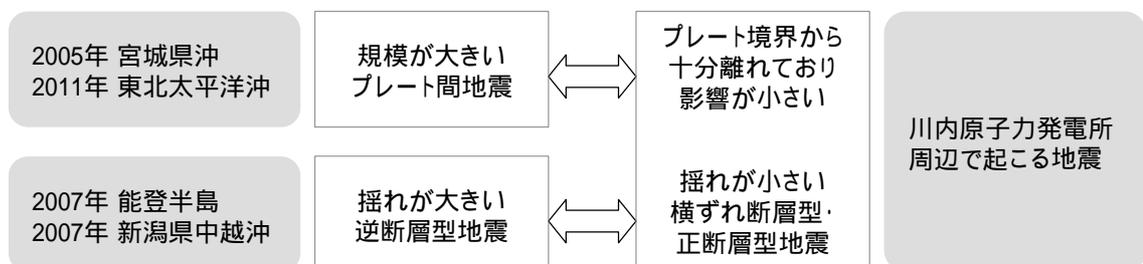
2 答弁書の構成

- 1 総論 2 債務者及び本件原子力発電所 3 原子力発電の必要性
- 4 本件原子力発電所の概要 5 本件原子力発電所の安全性
- 6 債権者らの主張に対する反論 7 結論

3 答弁書における主な主張

- (1) 合理的に実施可能な限りの調査を尽くし、多くの地震観測データに基づいて、地域特性を高い精度で把握した上で、安全側の地震動評価を行い、十分な余裕を持った耐震設計を行っていること
- (2) 基準地震動を超える地震動の原因となった4つの地震が発生した地域とは地域的特性が異なること

(4つの地震)



- (3) 平均像に拠らず、豊富なデータに基づいて地域特性を反映していること

以上